荷送人の氏名又は名称及び住所： Name of shipper(s): Address(es):	
備考： Remarks:	

（注）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日に現に運送のため船舶に積載されている固体貨物については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

2　地方運輸局長（この省令による改正前の特殊貨物船舶運送規則第一条の二に規定する地方運輸局長をいう。以下同じ。）は、施行日前においても、この省令による改正後の特殊貨物船舶運送規則（以下「新規則」という。）第十五条の二の三第一項の固体貨物の性状及び積載の方法についての確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）をすることができる。

3　地方運輸局長は、相当確認をしたときは、当該固体貨物に係る相当確認を受けた者に対し、新規則第十五条の二の三のばら積み固体貨物確認書に相当する確認書を交付する。

4　地方運輸局長は、施行日前においても、相当確認を受けた固体貨物について、新規則第十五条の三の三第一項に規定するばら積み固体貨物積載証明書に相当する証明書を交付することができる。

5　第三項の規定により交付した確認書及び前項の規定により交付した証明書は、施行日以後は、それぞれ新規則第十五条の二の三第三項の規定により交付されたばら積み固体貨物確認書及び第十五条の三の三第一項の規定により交付されたばら積み固体貨物積載証明書とみなす。

6　新規則第三十三条第三項及び第四項の規定は、第三項の確認書及び第四項の証明書の交付について準用する。この場合において、新規則第三十三条第三項中「確認」とあるのは「相当確認」と、読み替えるものとする。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第三条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第十五条の二第二号」を「第一条の二の二第四号」に改める。

告　示

○金融庁告示第百五号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範

許可番号　北海道財務局長（信金代）第五号
信用金庫代理業者名　北海信用金庫浜町代理店　幾井　義之
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道古平郡古平町大字浜町九十三番地
許可年月日　平成十八年八月九日
所属信用金庫の商号　北海信用金庫
失効年月日　平成二十二年四月三十日

○金融庁告示第百六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範

一
許可番号　福岡財務支局長（銀代）第三号
銀行代理業者名　株式会社十八銀行伊王島代理店　代理店主　森下　芳夫
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県長崎市伊王島町一丁目甲三千二百七十一
許可年月日　平成十八年四月一日
所属銀行の商号　株式会社十八銀行
失効年月日　平成二十二年六月二十一日

二
銀行代理業者名　中標津町
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道標津郡中標津町字武佐十六線八十五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年六月一日

三
銀行代理業者名　倉内地区酪農農業協同組合
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎八百六十八番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年四月一日

四
銀行代理業者名　川辺　弥助
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県秋田市横森一丁目二十番一号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年四月一日

五
銀行代理業者名　京谷きみ子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県潟上市天王字天王百六十五番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年四月一日

六
銀行代理業者名　株式会社保健医療ビジネス
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原百番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年六月二日

七
銀行代理業者名　中島　靖子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県松本市大字島立四千二百八十九番地四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年三月三十一日

八
銀行代理業者名　梶井　弘子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県佐渡市八幡新町五十一番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年三月三十一日

九
銀行代理業者名　日原　富子
主たる営業所又は事務所の所在地　山梨県山梨市三富川浦千五百七十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年四月一日

十
銀行代理業者名　大野賢三郎
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県高山市松之木町二千九百四十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年四月一日